

制度発足の経緯

近年、我が国において美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人数も増加している。一方、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われるが、それらがすべて美術館において一般公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると思われる。

このような状況を踏まえ、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を目的として、平成10年6月に「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」が公布され、同年12月の施行により登録美術品制度が発足した。これまでに77件（8,389点）の美術品が登録された。（平成30年4月末現在）

なお、登録美術品制度の特例措置である相続税について、平成18年に初めて登録美術品で物納がなされた。また、平成24年にも2例目となる物納が行われている。登録美術品であった作品は物納後、引き続き契約美術館において公開され、活用が図られている。

制度概要

優れた美術品（※1）を文化庁長官が登録し、美術館（※2）において公開することにより、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を促進する。

(1) 美術品の登録

美術品の所有者からの登録の申請に基づき、文化庁長官が有識者の意見を聴取した上で登録の可否を決定。

(2) 登録基準

「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」のいずれかに該当するもの。後者については、「我が国の国立美術館・博物館のコレクションの主要な部分を構成しうる価値を有する」作品。

(3) 登録美術品公開契約の締結

所有者は、登録美術品を公開する美術館と「登録美術品公開契約」を締結。契約は5年以上にわたって有効であること及び一方的に解約できないこと等を規定。（寄託よりも安定した公開が可能）

(4) 相続税の物納の特例措置

相続税を納付する際、登録美術品による物納を希望する場合は、物納が認められる優先順位が、一般の美術品の第3位から国債や不動産と同等の第1位となり、物納が容易となる。

（※1）絵画、彫刻、工芸品のほか書籍、典籍、古文書などの文字資料、考古資料、歴史資料など

（※2）博物館法で規定する登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品の公開及び保管を行うもの

登録美術品の利点

(1) 所有者の利点

①美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心

美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができる。

②相続税の物納の特例措置

登録美術品の所有者が個人の場合は、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなる。

相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされているが、その際の優先順位は、

第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶

第2順位 社債及び株式

第3順位 動産

であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれる。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となる。

(2) 契約美術館の利点

①安定した公開が可能

公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができる。この点で、通常の寄託契約と大きく異なっている。

②登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与する予定なので、所蔵品と同様に継続して公開することが可能。

登録美術品公開までの流れ

美術品所有者が美術館へ相談（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）



美術品所有者から文化庁に申請（美術館の協力を得て申請書作成）



文化庁の審査（文化庁長官が、美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）



登録の可否を申請者に通知



登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結（登録通知を受けた日から3か月以内）



登録美術品の公開（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

●文化庁ホームページ 登録美術品制度の御案内

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/torokubijutsuseido/